

第5回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成27年1月26日（月）14:03～16:30

2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、大田弘子（議長代理）、森下竜一

（専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人、圓尾雅則

（事務局）刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、佐久間参事官、
仁林企画官

（事業者）株式会社パイプドビッツ、NPO法人日本理美容福祉協会、
一般社団法人日本経済団体連合会

（厚生労働省）健康局 稲川生活衛生課長

（環境省）大臣官房 秦参事官

水・大気環境局 青竹土壌環境課課長補佐

（法務省）民事局 筒井民事法制管理官、村松参事官

（経済産業省）資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 戸邊燃料電池推進室長

4. 議題：

（開会）

1. 出張理美容に係る規制の見直し

2. 土壌汚染対策法の見直し①（形質変更時の届出要件の見直し）

3. 民法（債権法）の見直し

4. 次世代自動車に係る規制の見直し

（閉会）

5. 議事概要：

○佐久間参事官 それでは、規制改革会議第5回投資促進等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日、当ワーキング・グループの委員、専門委員のほか、大田議長代理にも御参加いただいております。

なお、所用により安念委員は御欠席でございます。

それでは、これから議事に入りたいと思います。

なお、本ワーキング・グループにおいては議事録を公開することとなっておりますので、御了承願います。

以後の進行は、大崎座長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○大崎座長 皆さん、お忙しいところどうもありがとうございました。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。まず、今日は結構盛りだくさんでございますので、委員、専門委員の皆様、何とぞよろしく願いいたします。

まず最初の事案でございますが、「出張理美容に係る規制の見直し」についての検討を行いたいと存じます。

本日は、事業者として株式会社パイプドビッツ及びNPO法人日本理美容福祉協会、それから関係府省として厚生労働省からそれぞれ御出席をいただいております。

それでは、最初に本件についての御要望をいただきました株式会社パイプドビッツさんから御説明をお願いいたします。

○パイプドビッツ パイプドビッツの執行役員の鈴木と申します。このたびは、このような場にお招きいただき、ありがとうございます。

今回、美容に関する提案なんですけれども、我々はどういったものかというところを簡単に説明させていただいた後、当社の藤波の方から内容についてお話をさせていただきます。

我々、パイプドビッツは、いわゆるIT業者でございます。「情報資産の銀行」という社是の下、ASPで情報管理の仕組みを提供している。今、提供している企業の相手様は3,000社を超えているところになります。

3ページの下の方を見ていただくと、業界ごとに分けて営業提案させていただいておまして、美容に特化したチームが我々パイプドビッツの「美歴カンパニー」というチームになります。それで、今、実際に美歴というアプリケーションを美容室様に、簡単に言うと電子カルテですね。情報管理できる電子カルテを提供しているものでして、その提供の中で今回の提言にかかわる情報を収集したもので、一度提案の趣旨をまとめてみようということになった次第でございます。

それでは、こちらの資料の4ページ目から提言内容になりますので、藤波から提案させていただければと思います。

○パイプドビッツ 株式会社パイプドビッツ美歴カンパニーの藤波と申します。本日は、よろしく願いいたします。私の方から、実際に弊社から御提案する内容について御説明をさせていただきます。

4ページ目を御覧いただければと思います。我々から出張理美容に関わる規制の緩和で御提案させていただきたいポイントは2点ございます。1点目が、「『理美容業を行う場所』の規制緩和」というところです。2点目が、「『出張理美容を行う事業主体』の規制緩和」という2点になります。追って、それぞれの詳しい御説明を進めていきます。

次の5ページ目を御覧ください。まず、先ほど申し上げた1点目の規制に関する現状でどういう認識を持っているかというところを御説明させていただきます。

理美容業を行う場所に関する規制というところなんですけれども、理容師法と美容師法及びその施行令に示されておりまして、原則、理美容所以外の施術というのは認められて

いないとなっております。

ただ、施行令の第4条に例外規定というものが示されていて、こちらに記載のとおりということになります。ここの3号については、各自治体等の条例によって、ある程度柔軟に認められるような余地がある記載となっているところでございます。

次の6ページ目ですが、実際に個別の条例についてどうなっているかというところですが、個別の条例なので参考というところにはなるのですけれども、基本的にどの自治体さんも理美容師法に準ずる範囲で理美容所以外の施術を認めているというところにとどまっているのかと考えております。

こういった規制の下、7ページ目からですけれども、実際に出張理美容を事業として行っている会社さんにヒアリング等をして調査をいたしました。それで、「『理美容業を行う場所』に関する規制下における現場の実態」というところで幾つかポイントを挙げさせていただいております。

まず1つ目が、身体的な理由で出張理美容を必要としている方々に十分なサービスが現状できていないというなお話でございます。例えば、ここに書いてあるとおり、認知症の方の御家族ですとか、両足を骨折されているような方々から出張理美容してほしいというお申込みが結構あるそうなんです。

ただ、そこでなかなか判断が付きづらいものなので、管轄の保健所にサービスを提供していかどうかを問い合わせたところ、認知症の方でも行けるじゃないか。骨折していてもタクシーを使えば行けるじゃないかというような御回答があったということで、条例等で定めている保健所が下している判断と実際にサービスを提供している現場とのニーズの乖離というものが見られるというところがまず1つあります。

2つ目、8ページ目になりますけれども、実際に身体的な理由ではなくても出張理美容を必要とする方がいらっちゃって、その方々にサービスが提供できないという現状もあるというなお話です。

例えば、独居老人の親族さんですとか、小さいお子さんを抱えている主婦の方からもお問合せが増えていて、是非、うちに来てやってほしいというなお話ですけれども、法に照らし合わせれば、そのサービス事業者にとってはできないということは明らかになっていますので、そういった本当に必要としている方々に提供できないということが現状あるというところでございます。

1点目は以上になりまして、2点目について9ページ目から御説明させていただきます。

「『出張理美容を行う事業主体』に関する規制の現状」というところです。こちらは、平成25年に厚生労働省の課長通知ということでこういった内容が出ております。基本的に、出張理美容を行う実施主体については、理美容所を開設している人がふさわしいということでございます。法、政令、条例とかにはこちらの方は明確には規定されていないのですけれども、通知という形で現実的には規制のようなものがかかっているというところでございます。

10ページ目は、こういった規制下における実態というところですが。同様にヒアリングの方をさせていただいているんですけれども、結論としては、現場においては実施主体が理美容所開設者かどうかというのは重要ではないのではないかとことです。当然、出張理美容をサービスとしてやる以上は、法律に基づいて衛生管理もしっかり行うというのが当たり前でございますので、そこを徹底するのは当然じゃないかというところですが。

それを前提として、出張理美容というのがお店でやるサービスとはかなり異なるものであるというのが現場の実態だということです。心や体のケアまでしっかり行うことが必要で、理美容所でのサービスと同じ感覚では実際にはできないものだということです。また、子育てとか親の介護を経験して、自分の経験と培ってきた自分の腕を生かして、もう一度社会貢献したいという元理美容者の求職者というのが非常に多くなっていて、そういった方々が一々理美容所を開設して事業を行うというのは現実的ではない部分もあるので、そういった方々にも多様な働き方の可能性を狭めてしまう状態になっているのではないかとことです。

次のページにいきまして、11ページ目です。こういった御提案をさせていただき緩和による効果ということで、主に2点挙げさせていただいております。

1点目が「高齢者やその家族、子育て世代に優しい社会作りへの貢献」ということで、2点目が「新規雇用創出」ということになります。

2点目については、国家資格としての理美容師免許を持っていながら、今、その職についていない。それで、復職を希望している人は、特に女性に絞って考えると8万人いるというふうに推計できるんですけれども、なかなかフルタイムで働くのは厳しいということで、理美容所で働くのは厳しい。そういった方が柔軟に働ける機会を創出できるのではないかと考えております。

次のページから、規制緩和によって発生するリスクというのも当然考え得るということをおもっております、2点挙げております。1点目が衛生面、それからコンプライアンスの問題ということです。出張理美容をすると、どうしても施術場所ですとか、道具の衛生面、又は自宅に訪問するとなると、そのコンプライアンスに関する問題というものが発生し得るんじゃないかと考えております。

それへの対策ですとか考え方として、3つ挙げております。届出制にすること、それから当然ですけれども、衛生管理要領の遵守、そして施術記録をしっかり保存、記録して事故のチェックが可能な環境をつくっていくという3点です。

続いて、13ページ目でリスクの2点目は「マーケットへの影響」ということで、新しいサービスを提供することによって既存の理美容室が持つ顧客流出の可能性はあるんじゃないかということです。これについては考え方にはなるんですけれども、既存の理美容室に行っていない、またはそれを利用できない人に対するサービスであるので、新しい市場の創出であるということと、復職機会を創出するものになります。とは言え、既存マーケットへの影響というのは計り知れない部分がありますので、段階的に提供可能対象を拡大さ

せていくという考え方はあるかと考えております。

14ページ目についてはちょっと細かい話になりますけれども、「改正の方向性（案）」ということで、我々としてまとめさせていただきました。基本的に今まで述べたとおりですけれども、理美容所以外での業務を可能にすることを、施術の記録、保管をしっかり義務づけることで認めていくという方向性があるのではないかとこのところですね。あとは、マーケット保護の観点からサービスを提供できる対象者を段階的に拡充していくということになります。

最後に「結論」として、繰り返しになりますけれども、弊社からの御提案としては、施術内容を記録することを条件として、「理美容所以外の場所において業を行うことができる場合」という規制を段階的に緩和していく。そして、出張理美容を行う事業主体が理美容所開設者かどうかにかかわらず、柔軟に認めるということ、出張理美容に関する規制緩和として御提言させていただきたいと思っております。以上です。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件について厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○厚生労働省（稲川課長） 厚生労働省生活衛生課長の稲川でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

では、先ほど御提案がございました件につきまして、私どもの方で資料を用意いたしましたので、それに従いまして御説明をさせていただければと思います。

おめぐりいただきまして、1ページ目でございますけれども、現在、出張理容とか出張美容ということで、先ほどもお話がありましたように高齢者でなかなか自分で美容室に行くのが困難な場合において、そういうサービスが展開されているということでございますけれども、私どもの管轄といたしましては、まず「店舗を持つ業者の場合」であります。理容師法、あるいは美容師法の規制というのが基本的に理容所、美容所の場所における衛生管理等をチェックすることによって、その衛生の水準を担保するというところでございます。そこで、場所に対してここに書いてありますように、施設や設備の衛生環境を確保することを義務づけるとともに、それを例えば、開設時における検査確認でありますとか、通常の巡回指導、それから情報提供があった場合の立入検査等によって担保するというようになっております。

そういうような前提を踏まえまして、理容所、美容所以外の場所で業を行うことができる場合ということで、一つは先ほど御紹介がございましたけれども、「疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合」、それから「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合」、あとは「都道府県等が条例で定める場合」ということで、特別な場合において都道府県で幾つか定めがあるというような状況だと承知しております。

他方、「店舗を持たない業者の場合」は、なかなか日常の監視とか立入検査権限を行使するという事は難しい。例えば、自宅から直接行かれるというようなこともあると思

いますので難しいと考えておりました、我々としては、やはり店舗において衛生的な設備、施設を持つことが望ましいと考えておりますけれども、真にやむを得ない場合に限り、都道府県知事が、例えば一定の衛生措置を講じるということを条件に、例外的に左記の場合に認めるというような法体系になっております。

2 ページ目でございますけれども、もともと理容とか美容に対する衛生の基本的考え方でございますが、まず理容所、美容所においては、感染症の感染防止などの観点から以下の2点を規定しているということで、まず1点目は、今日のお話とは直接関係ありませんけれども、理容師、美容師という資格を設けてきちんとした養成施設を経て国家試験に合格しなければ、理容師又は美容師になれないという措置です。それからもう一点が、理容師又は美容師というのは、理容所又は美容所でなければ業を行ってはいけないということを中心としつつ、かつ、これらの施設については都道府県知事の検査を受け、必要な衛生基準を満たしていくことの確認を受けなければならないということによって担保しているということでございます。

それで、この②の場所の方ですけれども、これは昭和26年の議員立法、法律改正において、都道府県等による指導・監督の確実な実施を担保するために設けられたということでございます。60年以上前の話ではございますけれども、ただ、近年、いろいろな感染症の問題等が出てきておりますので、その政策意義が下がっているというふうに考えてはおりません。

あとは、そういう前提の下で衛生水準を担保するために、都道府県知事が立入検査権を持ち、必要によって業務停止命令や理容所の閉鎖命令を行うことによって公衆衛生の維持向上を図っているということでございます。

続きまして、3 ページ目でございますけれども、先ほど来でございますように理容所、美容所においては、理容所又は美容所以外の場所において業を行ってはいけないということにされているということでございます。具体的な条文につきましては先ほど御紹介がございましたが、6 ページに書いてあるとおりでございます。

それで、もともと私どもの考え方としましては、理容又は美容の業というのは、不特定多数の利用者の皮膚や毛髪に直接技術的作業を行うということでございますが、衛生的かつ安全な環境で行う必要があるということから、まず、基本的には理容所、美容所というところに対して外壁との遮断ということでありまして、あるいは清掃が容易に行えるような構造、それから作業の採光、照明、換気等が十分行えるというようなこと等を設けて、常に清潔で衛生的な環境を保つ必要があると考えておりました、私どもとしては基本的に理容と美容のサービスというのは、やはりきちんとそういうものが確保された理容所又は美容所で受けていただきたいと考えております。

また、4 ページ目でございますけれども、そのほか、感染者の感染防止等の観点から使用する器具について、しっかり消毒が行われ、適切に保管しているということが担保されているかどうか。それから、従業員の身体を清潔に保つ。それから、感染症とか、そうい

うことでいろいろな疾患にかかったときに業務に従事させないというようなことがきっちり担保できるかどうか。それで、それを管理理容師、管理美容師という方が毎日点検管理することによって担保しているということでございます。

こういう事業者に対して義務をかけつつ、さらに都道府県知事等によって開設時の検査確認、巡回指導、それから情報提供等があった場合の立入検査により担保しているというようなことでございます。

そのため、私どもとしては、理容所又は美容所で業務を行うことを原則として、理容所又は美容所以外の場所で行う場合は、衛生上の面を考慮してもなお、やむを得ない場合に限るという考え方でございます。

その中で、理容所、美容所を有する事業者さんにおいては、施設の入居者、在宅で介護を受けている方、それから結婚式の新郎新婦とか、あるいは近隣に理容所、美容所がない場合に対応していただいているということでございます。

先ほど、認知症の方の事例とか、あるいは骨折した事例がございました。私どももその事例は具体的にどうだったかということは承知していませんけれども、ただ、私ども、あの場合まで駄目だというつもりはございませんで、基本的にあそこに書いてあるような事例については、通常、理容所、美容所に行くのが困難な場合に該当するのではないかと考えているということでございます。

そういうことで考えてはおりますけれども、なかなか理容所、美容所を持たない場合に、日常の立入検査等でそういう衛生水準を担保できるかということ、やはり実態上かなり困難ではないかと思っております、このような整理にしております。

1ページ飛ばしていただきまして7ページ目でございます。先ほど、平成25年の通知の件の御紹介がございましたけれども、この通知につきましては、中身としては先ほど御説明がありましたとおり、出張理容、美容を行う実施主体については理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、各施設においては御協力いただきたいというお願いの通知でございます。

この通知自体は、もともと実は平成19年に一般的な出張理美容の関係の通知を出している際に、基本的に理容所、美容所があるところは、行政の検査や指導という枠組みが存在しているので、その実施主体としてふさわしいとしたことを受けまして、高齢化に伴ってこういうニーズが増加するということがありますので、一定の衛生措置が法律上も担保され、それから都道府県等の監視対象となっている理容所、美容所の開設者がふさわしいという考え方でこのような通知を出したということでございます。

8ページ目、9ページ目はその通知の中身でございますが、大体、今、申し上げましたようなことが書いてありますので、詳しい説明は省略をさせていただきたいと思っております。

最後に10ページ目から11ページ目でございますけれども、厚生労働省の考え方といたしましては、理容、美容というのは衛生水準が確保された状況で行われることを担保する必要があるもので、一つは、やはり施設の衛生環境の確保や衛生上必要な設備の設置を講ずる

義務をかけることができ、かつ、実際にそれが担保できることを巡回指導、立入検査等で行政機関が確認できる理容所、美容所で行うことが必要だと思っておりますし、訪問理美容もそういうところが担保された方の延長線上で行うことがふさわしいと考えております。

あとは、今回の御提案においては一定の施術に縛る。美容でありましたらカットイング、結髪、化粧、それから理容であれば刈り込みということでございますけれども、これらにつきましても、基本的に顧客の毛髪や皮膚に直接接触する施術であることは変わりませんので、やはり衛生措置が必要であるということがあります。

それから、記録を取るということもございますけれども、それだけで実際に衛生面の措置も含めて取られたということを確認することはなかなか難しいと考えているところでございます。特に理容所、美容所を持たない事業者が行う場合については、先ほど来申し上げておりますとおり、衛生措置を担保する手段がないということでもありますので、訪問理美容を幅広く認めることについては、衛生水準の確保による感染症の防止等の目的は達成されないと考えております。

そういうようなことでもございますけれども、一方で、私どもとしましては経済的な要請とかニーズの問題とかもあり、他方で衛生という問題があって、その両者をできるだけ両立させたいという思いは持っております。そういう意味で言いますと、育児等が理由で行けないということでありましたら、逆に最近の美容室などでは託児所的な設備を備えるようなところも出てきておりますし、そういうところに対応していただく方が、我々としてはありがたいと思っておりますし、理容師、美容師の復職支援についても柔軟な勤務体系を取って支援するような取組も出てきておりますので、そういうところでそういうニーズには対応していただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの件について、委員、専門委員の皆様方から何か御意見、御質問がございましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

では、大田先生どうぞ。

○大田議長代理 ありがとうございます。今の厚労省のお話で、認知症とか骨折の場合までは拒否していないということなのですが、具体的に現場でどうやって判断しているんですか。ここは良いよ、これは駄目だということは、どうやって判断しておられるのかということが1点です。

それから、基本はこういう規制は全部利用者のためなわけですね。したがって、その利用者のニーズが、例えば、要介護の人が増えるといったことで変化すれば、そういう状況に応じてなるべく利用者のニーズにかなうように前向きな御対応をお願いしたいと思うんです。

今のお話だと、子育てだと託児所付きを増やしているんだということでしたが、では、介護の人はどうすれば良いんだということですね。なるべく利用者のためということで前

向きに御対応いただきたいということが2点目です。

3点目に、理美容所の開設者でなければいけないという点なのですけれども、平成19年10月4日の局長通知の中には、「理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には」とあって、「特にその指導に遺漏なきを期されたい」と書かれているんですね。限定しない場合にはちゃんと指導しなさいということが書かれているのですけれども、それがなぜ、理美容所の開設者がふさわしいと、課長通達でぼんと飛び越すのか。これはいかにも裁量であるように見えるのですが、どうでしょうか。これが3点目の質問です。

○厚生労働省（稲川課長） 1点目につきましては、今、私どもが政令で定めているのは、6ページにある「疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者」とかということでございます。それで、それを受けて条例で、より細分化しているようなところもあると思いますし、その後の具体的な解釈というのは基本的には国はこの枠組みを示してということですので、これを言っているのは現場の自治体の判断でやっているということになります。ですから、もちろんその現場の自治体の解釈が常識に反しているようなことがあれば、それはそういうことで我々としても確認等はしなければいけないと考えています。

2点目につきましては、もちろんそういうニーズが変わってきているということはそのとおりですので、そういう中で私どもとしてそれにどう応えていくかという視点は持っているつもりではいるのですけれども、あとは衛生面の確保との関係で、どこで折り合いをつけるかについては考えなければいけないと思っていますので、2点目は委員の御指摘ということで承らせていただきます。

3点目でございますけれども、確かに、今、委員がおっしゃったように局長通知ではそのように書いてはいるのですが、今、それが皆さんに共有されているかどうか分からないのですが、その局長通知の今おっしゃったところの前には、出張理容、出張美容については届出をし、都道府県知事の検査を受け、使用することができることとされている理容所又は美容所の開設者であれば、所要の指導を行うことができる枠組みが存在しているが、その実施主体としてふさわしい、という言い方はしていますので、もちろん私どもとしては今の体系の中で、では理容所、美容所がないところはやっちゃいけないかということには法律上はなっていないので、そういう一定の取組をしていただければ、例外的にはということはある得ると思っています。

ただ、これをあらゆる場合に広げるかどうかというのは衛生上の観点からの判断が要ると思っていますので、我々としてはふさわしいというところがありますし、例外だからこれはやむを得ないということではありますので、そこが直ちに、ではこれがあるから全て認めろということは十分な検討が必要かと思っています。

○大崎座長 今の点は、私は非常におかしいと思っていますのですけれども、もともとの法律は、特別な事情がある場合には、美容所、理容所以外で業を行うことができると明記されているわけですね。それで、特別な事情がある場合以外についてまで出張理美容をやらせるなどということは誰も言っていないわけですね。

それで、なぜ理容師、美容師はその業を行うことができるというのが、理容所、美容所を持っている組織に属していないと駄目だという限定解釈になるのかが全く理解できないわけです。それは、要するに厚生労働省が勝手に法律の規定に基づかずに付加している余計な要件じゃないんですか。法律は、もともと理容所以外でやってもいいんだと言っているわけです。それで、そのときに理容所に属していない理容師は理容所以外でやってはいけないとは一言も言っていないんですよ。

○厚生労働省（稲川課長） 法体系は、今、座長がおっしゃったように、特別の場合であればできるということになっていますので、それを否定すると言っているわけではないんですけども、ただ、特別な場合というのは特別な場合ですから、それがどこまで広がるかというところは。

○大崎座長 そこも別に皆さんそんな無茶なことはおっしゃってなくて、基本的にこの施行令にのっとって物を考えましょうというところも全然異論は唱えていらっやらないじゃないですか。

問題は、なぜ理容所、美容所を持っている組織に属している理容師、美容師じゃないと、この法律、政令に定められたことをやっちゃいけないのかということのを伺いたいんです。

○厚生労働省（稲川課長） そこは、やっちゃいけないとまでは言っていないで。

○大崎座長 ふさわしくないと言っているわけでしょう。

○厚生労働省（稲川課長） ふさわしくないというか、要するに、主体としては、やはりきっちり衛生的なものが担保できる人がということです。

○大崎座長 それは、あなた方は法律にも政令にも定められていないのに何の権利を持ってそんなことを一般市民に強制するののかということのを申し上げているんです。

○厚生労働省（稲川課長） そこは強制というか、我々としてはそういうものが望ましいという考えは持っていますので、その考えを示したということです。

○大崎座長 国会は、そんなことは望ましいなどと一言もおっしゃっていないわけでしょう。

では、森下先生どうぞ。

○森下委員 法律の話の立て付けは確かに矛盾しているのかもしれませんが、一方で、やはり感染症のお話は厚労省さんの言い分は私は非常によく理解するところがあって、むしろどちらかという、もっと厳しくしてもらってもいいんじゃないかと医者の方から思うんです。今、新興感染症を含めて、特に血液が入ったものは現状どういうふう消毒されているんですか。そういうのは決まっているんですか。

○厚生労働省（稲川課長） 一応、消毒方法は衛生管理要領というものを定めていまして、そこで具体的に方式を示していますので、具体的にはどういう方向かというのはちょっとここでは詳細を申し上げることはできませんが。

○森下委員 逆に、その辺りのところをきっちり見てもらわないと、これはやはり非常に危険な話だと思うので、そういう意味では、むしろこれはちょっと申し訳ないですけど

も、私はどちらかと言うと、場所に関してはやはりちゃんとしてもらった方が良いのかなという意見です。

○大崎座長 それは、森下先生はちょっと勘違いされていると思うんですけども、理容所、美容所の衛生管理はもちろん大事ですが、派遣されている場合は派遣先で衛生管理がなされるかどうか重要じゃないですか。

○森下委員 派遣先ではなくて、持って帰った後が大事なんです。

○大崎座長 でも、それは別に理容所、美容所という場所じゃなくても衛生管理すれば良いわけでしょう。

○森下委員 特殊な器具とかが必要なもので、なかなか自宅ではいかないと思います。実は、親族が美容室を経営しているので、美容師の実態もよく知っております。実際の血液管理をどうされているのかまでは分からないですけども、これは、余り野放しは私は良くないと思います。

○大崎座長 もちろんです。だから、それを確保していれば良いというのは誰も異論は唱えていないんじゃないですか。

○森下委員 でも、自宅でするようなお話ではないんですね。消毒に関していうと、そんなレベルではないんじゃないかと思います。

○道垣内専門委員 私も、感染のことは重要なこととおっしゃったので気になっていのですが、出張理美容として想定されているのは、どういうイメージのものなのでしょう。在宅で理美容を受けることについて、場合によっては、自宅の方がよほど安心ということがあるんじゃないかと思うんです。人と一緒に集まって次から次へと髪を切られるよりは、自宅で、目の前できれいに消毒したはさみで髪を切られる方がよほど良いという場合もあると思うんです。どうして出張の方が感染の点で危なくて、理容所の方が安全かということをお説明頂けますか。

もう一つは、結局、最後のことが気になっていましたけれども、理容所、美容所を持っているところに属しさえすれば、従来からのそういう技術を持っている人たちもできるということですね。しかし、結局は出張先で理美容をするわけですね。そうすると、小さな床屋さんが何人かの理美容師さんと契約して、その人たちが自宅に待機していて、電話を受けてあそこに行って理美容をしてくださいというシステムと、そういう理容所、美容所のセンターがなくて、自分たちですか、あるいは他の業者が束ねてする出張理美容サービスをするのと、どれほど違うのかがちょっと分からないんですが、その2点をお願いします。

○厚生労働省(稲川課長) 確かに理屈上と言いますか、私どもが一番心配しているのは、要するに実際に消毒がきちんとなされているものであればもちろん構わないと思うんですけども、それが本当にどう担保できるのかというときに、店舗があれば、その店舗できちんと消毒をしたもので持っていくということの確認がかなりしやすいんですけども、自分の家というか、要するにどこかそういうところがないところから行ったときに、果た

してそれがちゃんとなされているかどうかを担保するのが、事実上かなり難しいんじゃないかということで申し上げているんです。

○大崎座長 その点について、事業者の方から、これで担保できるんじゃないかというお話は何かございますか。

○日本理美容福祉協会 日本理美容福祉協会の島崎と申します。

今、私たちは全国で39事業所、施設様だと、大体1,000施設、1万人くらいの御利用者様の理美容サービスを行わせていただいている中で、今、お話を聞いていると、サロンと訪問理美容を同じサービスだと思っている部分をお持ちなのかなということで、例を挙げますと、在宅にお伺いした場合、いろいろな事業者さん、役所さんからお電話をいただいて、今は鬱病の方とか、パニック症候群の方とか、寝たきりの方とか、がんの末期の方とか。美容師の資格を持っている人はかなりいて、よく面接するんですけども、10人面接してどのくらいできるか。大体、アシスタントで辞めた方が半分ぐらいです。

だから、美容師の免許を持っていればできるというのではなくて、そのほかにさっき言った、髪の毛の知識だけではなくて介護ですね。あとは、お金だけではない。私たちは何でこういう理念を持ってやっているかという部分の教育がすごく必要だと思うんです。

施設様で、私のところでは老健、病院、精神病院も行っています。それで、私のところには、今、50名スタッフがいます、49名が女性なんですけれども、正に安倍さんが言っているように、これからは本当に女性の時代だと思っています。

まず、私が何でこれを20年前に立ち上げたかということ、この業界というのは独立産業なんです。私が店長で後輩をすごく面倒を見て、大体30歳くらいになると結婚して、子育てで辞められて、それでカムバックするシステムがないということと、男性美容師だと親父の美容師さんはお客さんが独立しろ、しろと言う。そういう業界自体に矛盾を感じて、私は訪問理美容サービスを始めました。なおかつ、時流に沿ったビジネスということで、これからは絶対高齢化社会になるので、正にそういう形にはなったんですけども、話がずれてすみません。

そういうことで、最低限、介護ですね。今は理美容学校に私たちの理事がお伺いして、逆に先生に訪問理美容のノウハウがないから、私たちが実際にそういうことを教えています。

あとは、20年前の理美容業界というのは、私も専門学校を卒業してサロンに入ったんですけども、いきなりお客様のカットができないので老人ホームに行って、その老人ホームの入居者の方がモデルでした。だから、ここまで日本を良くした人を物扱いにしているのかという部分が発端なんですけれども、私の希望としては、専門学校でサロン向けの授業の時間がありますが、訪問理美容のしっかりしたカリキュラムですね。それを3分の1でも良いですから、文部科学省だか厚生労働省でそういう部門を、今後つくっていただきたいと思います。

それで、日本の理美容業界は世界一の技術を持っていて、どうしてもイギリスのヴィダ

ルサsoonというイメージがありますけれども、大会を見ると日本の器用さというのは一番なので、それでまた今後、中国とか、ああいうところが高齢化社会になるので、それがまたビジネスチャンスになる。だから、TPPではないですけれども、やはり日本の良いものを将来的には構築したいという部分ですね。

先ほど、在宅にサロンの人が行っていいのか、悪いのかというお話がありましたけれども、将来的にはフリーが良いと思いますが、そういう知識がない人が在宅に伺った場合はすごいリスクもありますし、例えば、独り暮らしのおばあちゃんのところにお伺いした場合、男性が行くとやはり怖がるんですね。若しくは、例えば金品があった場合、盗むというリスクも相当出てくるので、そういう部分では今の段階だとサロンを設けた方が、ここでお店をやっている人ですと認知されている方の方が現状では良いと思いますけれども、しっかりした学校で教育して、そういう部分が広まったらフリーにできたらとは思っています。長くてすみません。

○大崎座長 ありがとうございます。

では、森下先生どうぞ。

○森下委員 誤解されたかもしれませんが、私自身は介護の施設とか、あるいは自宅の部分というのは高齢者が増えるので、そこは厚労省さんには、是非、柔軟に対応していただきたいと思うんです。

それで、恐らく起こっていることは、これは他のものも全部そうですけれども、現場の保健所さんとかで勝手に厳しく解釈して指導しているケースがかなりあるんだろう。これは、改めてこういうケースは良いんだというような通知をしっかりともらって広げてもらうべきだと思いますし、今、ちょっとお話があったように、確かに介護の施設に入られる場合は少しそういう介護の知識とかも持っていた方が良いと思うんです。それで、自宅で子供さんがいる場合はナイフとかはさみとかでけがをして指を切ったりしたら大変な事故につながるので、やはりそういう教育も含めてカリキュラムにしっかり組み込んだり、あるいはそういうことのニーズに対して応えるような業者を育成するような試みを、是非、してほしい。

ですから、現場に関しては、やはりできるだけ広げてほしいと思うんです。ただ、一方で、衛生管理に関して言うと、この理美容の世界というのは、今、お話があったように、どちらかと言うと徒弟というか、どこかのサロンに入って勉強して初めて一人前になるという、余りきちんとした教育システムがないので、感染症の問題なども、例えば、サロンの方が余り知らないとそのままいってしまうというのが一般的だと思うんですね。学校に通っているというよりも、どちらかと言うとオンザジョブの世界なので、その辺はむしろきっちりこども教育をしてもらって、在宅とかに拡充するようになれば、それに対応したような考え方をしてもらおうと良い。

そのときに、最初は、やはり今お話が出ましたけれども、場所があって、しかもそこで教育ができるようなところをちゃんとつくっていかないといけないのだろうということは

思うので、広げるのとお店があるかないかというのは切り離して議論した方が良いということをお私に言いたかったんです。

○大崎座長 ありがとうございます。私も、それは割と同感ですね。

ただ、非常に気になるのは、店があるということがちゃんとした美容師、理容師であるということの証明になっているかのような考え方とか、あとは店以外の場所の衛生管理はチェックできない。それが当たり前だという前提は取り払った方が良くないんじゃないかと思うのですが、厚労省いかがですか。

○厚生労働省（稲川課長） まず、さっきの解釈の問題は、確かに現場で狭い解釈になっているのであれば、それはちょっと考えなければいけないと思います。そこは対応を考えたいと思います。

それで、私どもとして、今の法体系自体がお店できっちり消毒をされているということを確認するというので、ちゃんとそういう公衆衛生上のものができているということ担保する形になっていますので、私どもとしてはもちろんこれは飽くまでも法律の。

○大崎座長 だって、理美容所を開設しなきゃいけないという法的義務はもともとないじゃないですか。だから、理美容所という場所がないと公衆衛生が担保できないというのは、厚労省が勝手にそう言っているだけで、法律にはどこにもそんなことは書いていないんじゃないですか。

○厚生労働省（稲川課長） でも、理美容所以外の場合でやってはいけないというのを原則にしていますから、特別な事情がある場合はしょうがないということではありますが、基本はやはり理美容所があるところで、きっちり理美容所に対する立入検査権限とか、そういうもので衛生の確保を担保して、そういう中で理美容業が営まれるということが、一応原則にはなっています。

だから、特別な場合というのは、ある意味、衛生上のことは決してないがしろにはできないんですけども、ただ、どうしても理美容所に行けないようなケースまで駄目と言ってしまうのはどうかということで、そこはギリギリの判断として認めているという状況でございます。

○大崎座長 これもいろいろ議論のあるところだと思うんですが、ちょっと時間も押しておりますので、今日のところはこのくらいにさせていただきたいと思います。

実は、本日は出張理美容という問題について検討したわけでございますが、理美容業については、他にもいろいろと要望等が挙がっておりまして、引き続き次回以降のワーキング・グループにおいても議論したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、どうも皆様、お忙しいところありがとうございました。

（株式会社パイブドビッツ、NPO法人日本理美容福祉協会、厚生労働省関係者退室）

（一般社団法人日本経済団体連合会、環境省関係者入室）

○大崎座長 それでは、よろしいでしょうか。すみません。次々違う話題で申し訳ないのですが、それでは「土壌汚染対策法の見直し」という話題に移りたいと存じます。本日は、

その土壤汚染対策法の関連のうち、「形質変更時の届出要件の見直し」という点について議論をしたいと存じます。

事業者として、日本経済団体連合会、それから関係府省として環境省からそれぞれ御出席をいただいております。

それでは、まず要望者ということで経団連さんから、まず御説明をお願いいたします。
○経団連 私、経団連環境安全委員会環境リスク対策部会環境管理ワーキング・グループの高澤でございます。よろしく願いいたします。

経団連からの要望といたしまして、資料2-1の2ページ目の要望内容でございますけれども、3,000平米以上の土地の形質変更、建物等の解体も含むのですが、これを行う場合であっても、都市計画法で規定されております工業専用地域では、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接摂取するという健康リスクはそんなに高くありません。工業専用地域の土地において行われる土地の形質変更については、そういう低いリスクに鑑みたりリスクに応じた規制とすべきということが要望でございます。

根拠といたしましては、土壤汚染対策法第4条（以下「法第4条」という）の趣旨、個別の土地の状況から見て健康被害が生じるおそれがある場合には、都道府県知事の命令によってこの土壤汚染調査を行わせることができることとしたものである。ここで、工業専用地域の土地においては、繰り返しになりますけれども、一般の居住者が地下水を飲んだり、土壌を直接摂取したりするという健康リスクは低いのではないかとということでございます。

例えば、リスクに応じた規制の案でございますけれども、工業専用地域の土地においては、まず土壌を敷地外に搬出しない。土壌の飛散ですとか流出を伴う土地の形質の変更でないことであれば、法第4条の適用除外としていただきたいということでございます。括弧書きでございますけれども、とは言え、土壌をいじりますので、事業者といたしましては地下水のモニタリングを実施するとか、そういうことはきちんとやっていくということが大前提には当然でございます。

次のページでございますけれども、「事業活動への影響」でございます。現行の規定、先ほどの法第4条のところでは、土地の形質変更の際に届出が必要となる土地面積は3,000平米ということでございます。施行規則第25条では、所定の要件は50センチなんですね。これを満たせば、法第4条の適用除外となる旨が一応規定されております。本来、形質変更に伴う地下水汚染拡散による健康リスクは、帯水層の深さとか、土地の用途によって異なりますので、リスクに応じた規制とすべきであります。

しかし、今、お話したとおり、現行法では帯水層の深さとか土地の用途とは別に、深さ50センチというところを形質変更するという一律の届出の対象としているというところがございます。

この結果から、汚染可能性のある遊休地、工場建設等の候補地があるんですけれども、こういうものが除外されたような事例がございます。そういうところを2例ほど、今から

御説明したいと思います。

○経団連 引き続きまして、環境管理ワーキング・グループの服部と申します。よろしくお願いたします。

具体的事例1ということで、4ページ目のところです。これは、環境管理ワーキング・グループの中の事業会社さんでの実例を、今回、確認させていただきましたところ、幾つか出てまいりました。

具体的事例1の方は、ある事業所の用地ですけれども、総面積が18万6,000平米くらいあるところで、実際に今、使われていない、いわゆる塩漬けになっているのが4分の1ですね。約25パーセントありますというところで、それを赤の色を使って示しております。これはどうしてかと言いますと、プラントが何らかの理由で休止して、そこに新たなプラント建設、あるいは別の用途に変えたいという場合に一度更地にするということが必要です。

更地にしようしますと、先ほどのお話で最低でも50センチ以上掘削して地下の構築物をどけないといけないということになってまいりまして、たとえ自社の敷地内であっても、この法第4条というのが適用されるということがありますので、そのときの手続の煩雑さ、あるいは土壌の浄化が伴う場合には、そのコストといったところから、どうしてもそのプロジェクトとしては成立しがたいという状況になりまして、この建物の撤去自体が見送られるという状況になっているのが、この具体的な事例1でございます。

ここで注意いただきたいのは、単に更地にするだけでも地下まで掘らないといけないということがあるがために、実は上物だけを撤去するというような中途半端な形で残している場合がございます。極端な場合には建物自体をそのまま置いておくということで、実は老朽化したプラントをそのまま放置しておかざるを得ないと、環境への影響も出てくる可能性があるといったことが非常に懸念されるものでございます。

次のページで、5ページ目にまいります。これも同じような事例でございますけれども、ある事業所で13万5,000平米ほどの敷地の中で約1万7,000平米、13パーセントほどですが、遊休地となっていていわゆる塩漬け状態になっているものです。この例では、比較的電気とかスチーム等のインフラはそろっておりまして、状況によってはすぐにも事業活動が再開できるという条件ではありながら、この法第4条の形質変更の届出という点に関して事業所として逡巡せざるを得ないという実例でございます。汚染のある可能性については、やはりコスト面、あるいは手間、そのプロジェクトの計画が読めないといったことから、候補の段階で外されてしまうといったことが日常的に起きているのではないかというお話がワーキング・グループの中の事業会社から出てきているということで、具体例として御説明いたしました。

以上です。

○経団連 このような2事例を御説明いたしましたけれども、こういう事例が産業界では結構出ております。そういうようなことで、この規制改革による効果といたしまして、国内の古い工場及び跡地を有効に活用することができて生産拠点の海外移転の抑制にもつな

がってくる。また、海外生産しているものが国内回帰の促進にもつながるんじゃないかと考えております。また、企業の私どもの設備投資意欲の下支えにもなってくる。

それから、形質変更の工事着手の迅速化、先ほども出ましたけれども、いわゆる計画が立たないというのは、企業にとっては結構致命傷的なところがございますので、そういうところが見えてきたり、ビジネス上、計画がスムーズに立つというようなことは迅速化を図るということで非常に意義があるんじゃないかと思っております。

産業界、経団連の方からの説明は以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き環境省からの御説明をお願いいたします。

○環境省（秦参事官） 環境省土壤環境課の参事官をしております秦と申します。よろしくをお願いいたします。

私は普段は福島を中心とした除染をやっておりまして、土壤環境は併任がかかっているという状況でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、環境省側の資料をざっと説明させていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、土壤汚染対策法の概要でございますけれども、この法律というのは、目的としては国民の健康を保護するということになっておりますが、制度としては大きく3つのステップがございます。

まず、最初に「調査」ということで、この調査の契機というのは下の囲みの3条、4条、5条と3つの契機があるのですけれども、それぞれ調査をしていただきまして、その結果に基づいて、第2ステップであります「区域の指定等」というところで、「要措置区域」、②の「形質変更時要届出区域」と、今、2パターンに分かれております。例えば、下流に井戸があって、そこの水を飲用している場合には、要措置区域になってくる可能性があるといったようなことで2つに分かれているということになっております。

こうした地域に対して、第3のステップですけれども、「対策」ということで汚染の除去等の措置を行って、それが済めば指定を解除するというのが大きな流れとなってございます。

次のページは、今回、話題になっております法第4条ですけれども、土地の形質を変更する際の届出についての背景です。土壤汚染対策法の肝になる部分は、有害物質使用特定施設の使用を廃止したときに、その跡地から汚染物質が出ることが多いということで、まずはそこをしっかりと対策しましょうということなんですけれども、これは平成14年にできた法律なのですが、それより前にプラントを廃止しているような場合とか、そういう過去の汚染についてもできるだけ見つけて、きちんと対策を取りましょうというのがそもそも背景になっておりますので、そういうことで法第4条という土地の形質を変えるときに届出をしていただいて地歴等を調べて、汚染のおそれがあれば調査を行ってもらおうという仕組みができたということがございます。

次の4ページが、その際の手続でございます。まず、形質変更に着手する30日前までに

届出をしていただく。その届出に対して汚染のおそれがあるかどうかを知事が判断して、必要に応じて調査命令を発出して調査を実施し、それを県に報告していただくという流れになっております。

次の5ページが実績でございますけれども、大体、形質変更届出が年間1万件くらいあるんですが、そのうちの1～2パーセント程度に調査命令がかかっているというのが現状でございます。

それから、6ページ目は、調査の結果、区域指定された場合は、この土を中で処理する方法もありますけれども、外へ搬出して処理する場合には許可を受けた処理業者に委託しなければならないという仕組みになっています。

続きまして、「要措置区域等指定の状況」でございますけれども、指定件数としては1,191件です。それで、今、話題になっております土地の形質変更時の届出や実施調査による申請での区域の指定というのは、全体の8～9割が形質変更時の要届出区域になっているということで、要措置区域になるものはそんなに多くはないということでございます。

8ページは、経団連さんの方の御要望の中身でございますけれども、これに対する当省の考え方として9ページ目にざっと整理をいたしております。

まず、工業専用地域など、一般の居住者が地下水を飲むことは余りないんじゃないかということなのですが、将来にわたって周辺住民が地下水を飲用するおそれがないとも言えませんので、その辺をどう対処していくかというのが一つの課題かと思えます。

それから、土壌を敷地外に搬出しない場合でも、どうしても基礎工などを取り除こうとすると帯水層に接する可能性があります。地下水の層ですね。そういった場合に、地下水を含む土が攪乱されて汚染が拡散してしまうというリスクがあり得るということです。

それから、もしそういう地下水の汚染が分かった場合ですけれども、区域指定されていないために、すぐ行政の指示ができる仕組みは今のところないということで、そこら辺についてどう担保していくのかといったようなことが検討課題として挙げられるかと思えます。

ただ、私どもは、だから駄目だとか、そういうことではなくて、いろいろなリスクはあるにせよ、そのリスクに対してどういう方法があり得るのか等も含めて、経団連さんを始めいろいろな関係者の御意見を伺いながら考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの内容について議論をしていきたいと思うのですが、最初に私からよろしいですか。最初に私は事前に資料を拝見したときに、形質変更届出件数が年に1万件もあるのに、結局、調査命令が出ているのはそのうち200件とか非常に少ないということだと思って、そうだとすると、もしかするとこの変更届出の要件が厳し過ぎて、全くリスクがないはずであるようなものについても非常に形式的に届出義務が課されてしまっているということなのかと思ったんです。

それで、経団連さんから50センチという深さが良いのかという御指摘があったので、その50センチというのを、例えば1メートルが良いのか、1.5が良いのか、私は技術者ではないので全く分かりませんが、もう少し深いところまでにして届出の必要な範囲を狭めれば良いというお話なのかと最初は思ったのですが、ただ、ちょっと気になってしまったのが、経団連さんの御説明で汚染の可能性のある遊休地が云々と書いてあるのですが、やはり汚染の可能性があってはいけないんじゃないかという感じが私はしています。

汚染の可能性があるとお考えなのであれば、これは形質変更届出云々の話ではなく、やはりちゃんと調査して汚染がないように確認していただくということが必要なのかと思ったので、話をどう理解したら良いのか、やや分からなくなってしまったのですが、その点は私のような理解で良いのかどうか、経団連さんからまずは御説明いただけませんか。
○経団連 まず1点目の数字の方ですけれども、私どももこの数字は非常に違和感を覚える数字でございます。それで、多くの場合は確かに土俵に上げないという状況が結構あります。

それで、汚染の可能性というところでございますけれども、工業地帯の大きいエリアなので絶対シロだということはなかなか言えないんですが、例えば、50センチというのは3,000平米の1か所でも50センチ掘るともう駄目なんです。汚染しているかも分からないエリアというのは限られているんですけれども、3,000平米、1万平米だ、2万平米だというエリアの中で全体としてほとんど50センチ未満だけど、1か所だけでも50センチより深くなりましたねといったら、これは全部形質変更だというような格好で、全てが対象になってしまっているというのが現状です。

そうすると、どこか深く掘るところが一つでもあると、もうこの土地は触れないというような状況で、あえてそういうところまで踏み込むまいかというのが正直なところでございます。

○大崎座長 環境省さんに伺いたいのは、その50センチについてどうお考えですか。

○環境省（秦参事官） この50センチというのは、50センチであればまず大抵日本のどの土地でも帯水層、要するに地下水の水位のあるところですね、そこに至ることは恐らくないであろう。それはわざわざ調査しないでも、多分、50センチくらいであればそうはならないだろうということで決まっている。

もう一つ、これははっきり過去の書類等を調べてそこまで明確に書いてあるものがあるわけではないんですけれども、ある程度は風雨の影響を地表面は受けるわけなので、自然状態である程度攪乱される部分までとやかく言うのはやはり変だろうということなのだろうと思うんです。そういう意味では、表層から50センチであれば特に調査しないでも、触っても問題なかろうという趣旨です。

○川本専門委員 素人なので技術的な状況は分からないのですけれども、いずれにしてもおっしゃっているのは敷地内での話ですね。敷地内で50センチ以上深く作業をすると、その行為が周辺に汚染を拡大する可能性があるということで規制をされているということで

すね。そこら辺の蓋然性というのは、技術的にすごくありうることなんでしょうか。実際にそういう例があるのでございましょうか。

○大崎座長　そこで正に気になっているのは、先ほどちょっと私が言った形質変更届出は1万件もなされているのに、届け出られた側としてこれは危ないぞと思って調査命令を出した件数というのは非常に少ないわけじゃないですか。そうすると、言わば無駄にリスクが過大に考えられて届出がたくさん課せられているような感じがするので、そこをどうお考えかということです。

○環境省（秦参事官）　3,000平米というのを当時決めた経緯を調べてみますと、自治体の条例で先行して3,000平米以上の開発行為について対象にしているケースが多くて、恐らくその3,000平米のさらに元をたどっていくと、都市計画法の開発許可で市街化調整区域では3,000平米以上は許可が必要というのがあるんですけども、恐らくその辺りを参考に設定しているのだらうと思うんです。

それで、先ほど申し上げましたように、法律制定以前の過去の土壌汚染も問題を起こし得るので、そこはしっかり捉えましょうというのがそもそも法の趣旨でございましたので、地歴等も含めて調べていただいた上で、問題になりそうなところは対応する。その結果として、実際には1～2パーセントしかないということではあるんですけども、そういう結果なのだらうと考えております。

○松村座長代理　おかしなことを言うようなのですが、3,000平米以下ならば届出不要ですね。それで、50センチ以上掘る面積が3,000平米以下ならば可ということは無理なのですか。論理的には、3,000平米よりも少なく2,500平米の土地を全て60センチ掘るというのでも届出不要ですね。それが、広いと50センチ以上掘るところがごく僅かでもやはり駄目というのはなぜなのでしょう。

○環境省（秦参事官）　規制の仕方なので、どこかで線を引かなければいけないんだと思うのですが、基本的には3,000平米というのがまず先に規模要件としてあって、では、その3,000平米の中で例外を設けるとすればどういう部分かというような発想だったんだらうと思います。

○松村座長代理　現行ルールはそうなっているというのは分かります。でも、なぜ駄目なのでしょう。どういう理屈でまずいのでしょうか。

○大崎座長　だから、先ほどちょっとおっしゃっていた話でしょうけれども、限られたところは50センチより掘り下げるんだけれども、全体の敷地は非常に広いんだけれども、別に敷地全部を1メートル掘るわけではないというような場合、この3,000平米で許すというのは何でできないのかということなんです。

○環境省（秦参事官）　申し訳ないですが、我々もそこまで踏み込んで考えたことがなかったんで、今すぐどうのこうのと言えない気がします。すみません。

○松村座長代理　分かりました。でも、自明におかしいということはないということですね。今後、検討する際の選択肢の一つとしては考えられるということですね。

○環境省（秦参事官） どういうリスクがあるのかも含めて、そこは考えてみたいと思います。

○川本専門委員 私の質問に対するお答えについてですが、要するに敷地内で50センチ以上深く掘ることで、そのこと自体が周辺に汚染を拡大する例というのが実際にあるのでしょうか。

○環境省（秦参事官） 一般には、やはり切り土をして盛り土をする。それで、またその土を戻すという過程で、汚染された区域が特定できていればその部分を切り分けて片付けたり、また戻したりすることはできるかと思うんですけども、それを確定していない中だとどうしても混ざってしまうんですね。

ですから、例えば、ある敷地があって、その中でまたさらに、どの地点が汚染されているのかということ、場所にもよるんですが、基本は10メートル格子1点ピンポイント的に調べていくということを行います。土地が一律に汚染されているというよりは、多分、モザイク状に汚染されているかと思うので、まとめて形質変更すると敷地全体が汚染されてしまいます。濃度は若干薄れるかもしれませんが。

○大崎座長 それはそうなんでしょうけれども、経団連さんがおっしゃっているのは、だからこそ土壌を敷地外に搬出しない。それから、土壌の飛散流出を伴う土地の形質の変更ではないという要件を課した上でとおっしゃっているわけですね。それであれば問題ないようにも思ったのですが。

○環境省（秦参事官） 土壌汚染対策法でなぜピンポイント的に調査をさせているのかというと、広い敷地の中でもどの部分が汚染されているのかを確定しなきゃいけない。それで、仮にそれをせずに混ぜてしまうと、返って処理しなければいけない土壌の量が増えてしまうからです。

例えば、この広い敷地の中で30メートル四方のところ汚染されている。そこだけが汚染されているということであれば、そこに矢板を打って対策を取るという格好で済むんですけども、それを混ぜ返してしまうと、例えば、将来的に100メートル四方にわたって矢板を打たなければいけなくなるとか、そういったことが起こり得るので、ピンポイントで決めてそこに対して対策を取るというのが土壌汚染対策の基本と考えています。

○川本専門委員 環境省さんのお考えは、その土地の土壌汚染の状況はまだ分からないので、工場が建っているところで土壌に何か作業をされるんだったら、それを機会にきちんと土壌汚染の状況を調べてほしいということを規制の根拠としているように聞こえました。

結局、普通こういう安全規制というか、環境規制であれば、本来はその土地の外に悪影響がないのであれば、基本的には事業者が自由にやれても良いのではないかというのが経団連さんの御主張だと思うので、そこは基本的に規制目的が合っていないような気がするんです。印象ですけども、何となくコミュニケーションが取れていないような感じがするんです。

○環境省（秦参事官） 敷地の中とは言っても地下水で下はつながっているものですから、

やはりその中で汚したものがよそへ地下水を経由して流れて行って、そこで問題を引き起こすということになりますので。

○川本専門委員 ただ、問題は、工事をすることでそのリスクが高まるというんだったらその工事について規制する必要があるんですが、もともと汚染が一定程度あるとしても、今回、工事をするということでリスクを変えるものはないのであれば、問題はないわけですね。

私が言っているのは、仮にこの工事でそういうリスクを追加的に増加させないんだったら、工事を規制する必要はないんじゃないか、ということなんですけれども、それについて御意見はございますか。

○環境省（秦参事官） 工事をするのでどうしても攪乱しますので、静置してある状態ならともかく、地下水層まで攪乱してしまうと、どうしても汚染物質が流れやすくなってしまうものですから、そういう観点で土地の形質の変更を規制しているということになります。

○大崎座長 経団連さん、ありますか。

○経団連 そういうこともありまして、いわゆる都市計画法のあえて工業専用区域といって、都市計画法ではそこでは人は住まない。そういう公共のいわゆる我々が生活するような建物、人の居住もないし、だからその法律があって、そこから地下水を飲むというのはまた別の水道法か何かがあって、環境法の土対法だけから飲用に供するという発想が出てくること自体、違和感を覚えています。

それから、ずっと言っていました、我々は自分の土地の中できちんとその土を管理するというのを前提に敷地外に出さないということを言っているんで、それで地下水への影響と言われても、地下水は地下水の管理、土地は土地としてしっかり管理して、外に出すときには当然そういうものがあればきちんと処理をするというのは大前提で過去からずっとやってきております。

○道垣内専門委員 今、おっしゃっていることは、結局は工場の敷地だから汚染されている可能性はある。従来の建物を建てている状態では許されているにもかかわらず、古い建物を壊して新築しようと思うと土壌を調べろと言われて明るみに出るといふか、汚染が分かっちゃうかもしれない。そこを何とかしてほしいということなのですか。

○経団連 今の法律でいくと、まず調査とか、調査命令とかが当然出るわけなんですけれども、経済的な面でいきますと、いつ調査に対して結論をいただけるのか、全然。

○道垣内専門委員 それは良いんですけれども、仮にある部分が相当汚染されていると分かった場合、それは土地の改良とか、あるいは地下水へ絶対漏れないように措置を採るとか、そういう規制はかかってくるんですか。

○経団連 かかってきます。

○道垣内専門委員 そうですね。環境省というか、国民からすると、その汚染された土地についてはそういう措置を採るのが本来であって、昔からある古い建物の状態では許容さ

れていたんだから、もう一回、従来どおり許してほしいというのは通らないような気もするんですけども、私の理解は違いますか。

○経団連 それを外に出して今まで以上に影響を拡大させるということであれば、それは大問題なんですけれども、飽くまでも現状と同等のレベルでやりますよということを言っているだけなんです。

○大崎座長 だから、現状、汚染という状況にあるかないかはともかくとして、それによる健康被害等々が出ていないし、何らかのものを流出させるという意味での法違反の状態が生じていない。それが大前提だからということをおっしゃっていると思うんです。

○道垣内専門委員 そうであれば、もし汚染が見つかって、そこは危ないということだけ認識して、もう一回新築の工場をつくってしまえばいいという制度になっていないわけですね。

○経団連 命令が出てきますので。

○道垣内専門委員 汚染が見つかってしまう事態を回避したいということではないかと思うのですが、そうではないんですか。

○経団連 恐らく、結論的にはそういうことになります。

○森下委員 50センチ掘ったら駄目だという話ですけども、例えば、既存のところを改築というか、上だけやり直すとか、そういうのも規制がかかるんですか。それは大丈夫なんですか。50センチ掘るということが一番問題なわけですか。

○環境省（秦参事官） やはり地下水のところまで掘ってしまうと、そこで汚染が広まってしまうので。調査しないでも50センチまでは多分帯水層がないだろうから良いよ、ということなんです。

○森下委員 その地下水を飲用しない場所なんですよ。そこに区切ったとしても、それは駄目ということですか。飲用しないのであれば、何かモニタリングを適当な時期にやれば良いようにも思うんですけども。

○環境省（秦参事官） 確かに地下水モニタリングというようなお話も要望の中で1ページ目のところに出てまいりますけれども、先ほどから何度も申し上げて恐縮ですが、場所がある程度特定されていれば、その地下水との因果関係というのがある程度分かるんですけども、例に挙げられているような非常に大きな土地で地下水モニタリングをやったとしても、この土地の中のどの地点に手を打っていいのかが分からないし、極端な話、汚染の原因がこの工場ではない別の工場かもしれないんですね。

だから、下手すると自分の工場じゃないところの汚染のせいで自分のところの地下水から変な数字が出ているとか、そういうことも起こり得ます。それで、土を直接調べてそれで対処しましょうというのが土壌汚染対策の基本的な考え方になっているんです。

○森下委員 例えば、工場があって、経団連さんのページでいくと4ページのものは割と端っこに近いじゃないですか。それで、5ページは土地のど真ん中の方じゃないですか。この土地の場所というか、もし境目からこれくらい離れていれば良いとか、そういうこと

はできないですか。真ん中だけ利用するというのは、余り役に立たないかもしれないけれども。

○大崎座長 その点は、今、ここで余り細かく議論してもあれなのですが、ただ、やはり私は今の森下先生と割と問題意識は共通していると思うんです。やはり年間1万件届出があって、実際にはこれは危ないということで調査命令が出るのが200件程度ということであれば、その届出義務が、例えば、1,000件くらい届け出ればいいというふうに基準が変わるということは意義があるんじゃないかという感じは依然しますので、ここで何か結論を出すという話ではもちろんないんですけれども、御検討いただければという気がいたします。

すみません。また時間的なものもございますので、この問題についてはここまでということにさせていただきたいと存じます。

どうもお忙しいところありがとうございました。

(一般社団法人日本経済団体連合会、環境省関係者退室)

(法務省関係者入室)

○大崎座長 お待たせいたしました。それでは、続きまして、「民法(債権法)の見直し」の議論に移りたいと存じます。

本件は、第2期の創業・IT等ワーキング・グループで、今回の民法改正が産業界に不測の影響を与えないかといったような観点から議論を行ったテーマでございます。本日は、そうした過去の経緯も踏まえつつ、現時点での民法改正をめぐる作業の状況について御説明をいただくということでございます。

それでは、まず法務省から御説明をお願いいたします。

○法務省(筒井管理官) 法務省の筒井でございます。

今、座長から御紹介いただきましたように、昨年7月に創業・IT等ワーキングで一度御説明の機会を与えていただきましたけれども、改めて説明の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

本日、初めて御説明を聞いていただく方もいらっしゃると思いますので、まず概要からごく簡単に御説明を始めたいと思います。

「民法(債権関係)の見直し」について、これは本日から始まりました通常国会へ法務省が法案提出を目指しているものでございます。お手元の資料、カラー3枚のものと白黒のもの2点をお配りしておりますが、まずカラーのものに沿って御説明してまいります。

現在の民法は、明治29年の制定でございまして、以来120年ほどが経過しておりますけれども、これまで特に債権関係の規定についてはほとんど改正がございませんでした。この間の社会経済は大きく変化しておりますし、また、この間に多数の判例、解釈論が実務に定着してきた結果、基本的なルールが条文からは見えない状況になっております。

こういった状況を踏まえまして、現在、法制審議会でも民法のうち債権関係の規定の改正について議論が進められているわけでございます。その改正の目的としては、社会・経済の変化への対応を図るということ、そして、基本的なルールを見えるようにするという趣

旨で、国民一般に分かりやすい民法とすること、この2点が掲げられております。

そのカラーの資料の2ページ目を御覧いただきますと、法制審議会におけるこれまでの審議経過を紹介しております。これまで5年余りにわたって審議を行ってまいりました。途中、平成23年には中間論点整理、平成25年には中間試案をそれぞれ取りまとめまして、パブリックコメントの手続を実施しております。そこで寄せられました意見を踏まえて、今後の合意形成の可能性などを考慮して論点を徐々に絞り込んでまいりまして、昨年、平成26年の8月には要綱仮案というものを決定いたしました。

この要綱仮案は、今回の改正の実質的な改正内容をこの段階で固めることを目的としたものでございまして、ここで取り上げられております項目数、約200でございますけれども、これについて法制審の部会のメンバー、これには実務界の代表も多数参画していただいておりますが、その部会メンバーの間での合意が形成されたものでございます。これに基づきまして、現在は、法務省当局において条文化の作業を進めているところでございます。

もっとも、この要綱仮案の段階では、約款に関する規定を設けるかどうか、また、その具体的な内容につきましては、合意形成には至らず、継続審議となっております。ですので、本日はこの約款、定型約款という名称を与えておりますけれども、これを中心に御説明したいと思っております。

カラーの資料の次のページに移ります。約款に関する規定を設けるか否かという論点ですけれども、約款というものは現代社会において多様な取引で広範に活用されております。しかしながら、民法には約款に関する規定は存在いたしません。

そのとき何が問題となるかと申しますと、約款というものは一般に読まれないし、交渉もされない。そういたしますと、約款が契約内容になっていたか否かというのは、事後的に何かトラブルが発生した段階になって初めて問題が顕在化する。その段階で契約内容になっていたか否かに疑義が生じるおそれがあるという点でございます。これは主にネットビジネスなどの新しい業態の取引を行っている事業者などから立法の要望があるところでございます。

もう一点は、約款を用いた取引が長期間継続するというタイプの取引がございしますが、そういったタイプの取引におきましては、事後的に約款の内容を変更する必要性が生ずることが少なくありません。こういったとき、相手方が不特定多数ということですので、個別に合意を取って変更することは事実上不可能でございますので、これを一方的に変更することができるのかどうか、もしできるとした場合、どのような要件に基づいてできるのかについて明確なルールが必要である。これは、継続的な取引を多く行っております金融界、銀行預金とか保険とか証券とか、こういった業態のところから立法ニーズが指摘されているところでございます。

こういった現状を踏まえまして、改正についての「基本方針」でございますけれども、中間試案以降、次のような方針で作業してまいりました。つまり、現代の取引社会の実情を踏まえて約款を用いた取引の安定性の確保を図ろう。そしてその際、消費者保護のため

の特別な約款規制については民法では行わない。消費者保護の点について、これを民法で行うかどうかの議論を継続しても合意形成が困難であるという判断の下、このような基本方針でその後の作業をしまりました。

現在の検討内容を具体的に申しますと、資料に「規定するルールの概要」を書いておられますが、このうちの2番目、「定型約款が契約内容となるための要件」、組入要件というものを定めようとしております。これは、基本的には約款が契約内容となる旨の表示、約款の個々の条項ではなくて総体としての約款というものが使われるということの表示がされていれば、内容を相手方が理解していなくても契約内容となることを明確化する。そして、表示すら困難な取引類型については特別な規定を設けるといった内容でございます。

そしてもう一つが、約款の事後的な変更に関する変更要件を定めるということでございます。これは相手方の利益になる場合だけではなく、必ずしも利益かどうか明確でないとしても、諸般の事情に照らしてその変更に合理性が認められる場合には、一定の要件のもとで変更が可能であるということを確認化しようということでございます。

こういった観点から議論をしまりまして、法制審の部会においても従前よりも合意形成が進んでいたのですが、なお経済界から部分的な懸念などが示されておまして、要綱仮案の段階では合意形成には至らなかったわけです。その後、その懸念に対してどのような対応をしてきたかということで、最後の白黒の資料の方で少し説明させていただきたいと思っております。

この「民法(債権関係)部会資料 86 - 1」と書いてありますのは、今年の1月20日、先週の法制審部会の会議で私ども事務当局が提示した案で、最新の案ということでございます。ここでは、経済界から出されている懸念のうち、一つはこの約款に関するルールがBtoCだけでなく典型的なBtoB、例えば、企業間取引で契約書のひな形を使っているようなものについても適用されてしまうのではないかという懸念が述べられていたわけですが、この点については、この第28定型約款の「1 定型約款の定義」のところでございますが、定型取引という定義語の説明をしております括弧の中を御覧いただきますと、「その内容の全部又は一部が画一的であることが当事者双方にとって合理的なもの」をいうとしておまして、このような定型取引において契約の内容を補充することを目的として準備された条項の総体を定型約款と定義しております。

画一的であることが双方にとって合理的であるということは、交渉によって契約内容を確定することが予定されている。実際に交渉が行われたどうかはともかくとして、交渉などが行われることが想定され得るような取引は「画一的であることが合理的である」とは言えないという観点から、この要件ではじかれることが想定されているわけでございます。

それに加えて、この日の部会資料では、その少し前のところですが、定型取引の定義を示す括弧の中に、「不特定多数の者を相手方として行う取引」であるという要件を入れまして、これによって個性のある相手方との取引については、形式的基準によって定型取引に該当しなくなるという手当がされているわけでございます。

そして、もう一つ、経済界などから懸念が出ていたのは、不当なもの、あるいは不意打ち的なものを約款の条項から排除するというルールに関するところで、中間試案では、これを明記することが盛り込まれていたのですが、そのうち内容の不当なものの排除についてはともかく、不意打ち、つまり予測できないような条項が紛れ込んでいた場合、それ自体を理由としてその条項を排除するというルールについては、いろいろ不安定な判断を招きやすいといった懸念が示されていました。この点について、最新の案におきましては、第28、定型約款の2（2）がそれに当たるわけですけれども、いわゆる不意打ち条項をそれのみを理由として形式的に排除するというルールは盛り込まれておりません。個別条項の内容を知らなくても拘束されるというルールを設けている関係で、信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものというような最低限の不当な条項の排除ルールは盛り込んでおりますが、しかし、不意打ち条項を形式的に排除するというルールについては姿を消しているということでございます。

このような案を提示いたしまして、現時点での賛否の状況なのですが、法制審の部会では経済界の中からも日本商工会議所や全銀協の推薦委員については、この案で賛成であるという意見が表明されております。また、経団連推薦委員におきましては、内部の検討会議での意見が分かれているという紹介がございまして、この案で賛成であるという企業、それから積極的に賛成とまでは言えないけれども反対はしないという企業がかなり増えてきているが、なお一部の企業から懸念が表明されているといった議論の状況が紹介されました。

今後も引き続き、この案を基本としながら調整を続けて、法制審の部会におきましては、これまで様々な民事立法において原則として全員一致で要綱案の取りまとめを行うということが慣例として行われてきましたので、今回についてもそのような全員の一致、全員の賛成が得られるように調整を続けていきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、委員、専門委員の方から御意見、御質問がございましたらいかがでしょうか。

これは、道垣内先生を、是非、指名してコメントしていただきたいと思います。

○道垣内専門委員 弟は民法をやっているのですが、私は国際私法をやっているものですから必ずしも専門ではないんですけれども。最新のものを、今、拝見して、定義のところで「その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」とされています。これは、消費者契約は含まないのでしょうか。消費者契約法は民法に取り込むことになったのでしたか。そうでないとしますと、不特定の人たちがお互い画一的であることが合理的だということの意味しているのでしょうか。どういう場合が典型で、どういう場合は当てはまらないのか教えていただけますか。

○法務省（筒井管理官） 最も典型的なものとして、例えば保険契約、これは内容が画一

的であるということが合理的であり、それがそのビジネスを成り立たせている前提でもある。こういったものが入ってくるわけでございます。

また、同じ商品を大量に販売する場合に、それが画一的な条件で取引をすることによって安い価格形成を行うといったようなものも、こういったものに当たり得るのだろうと思います。

○道垣内専門委員 そうすると、後者の例はビジネスでもあり得るわけですね。あるところから買うときに、同じ条件だから安くなっている。そこまで入ってしまうと、BtoBの多くの場合も取り込まれてしまうのではないかという懸念が出てくるのではないかと思うのですが、これで十分排除できているのか、その辺りはいかがでしょうか。

○法務省（村松参事官） 法務省民事局参事官の村松でございます。

今の点は確かに御指摘のとおりの部分もございまして、従前より、いわゆるBtoBの取引、特に典型的なのは先ほど申し上げましたように、企業間で用いられるようなひな形といったものをどうやって除くのかという部分が一つの議論としてございました。

他方で、BtoB、つまり事業者間の取引ではあるんだけど、除いてはいけないものもあるだろうというふうにももちろん言われておりまして、一つの典型例としてよく説明に出ておりましたのは、例えば、いろいろな企業が導入する、昔で言えばパソコンに導入するワープロソフトみたいなもの、ワードですとか、そういうソフトですね。ああいったものについては、たとえトヨタ等、大企業でありまして、結局は消費者と同じような立場で契約するではないか。

そういったものが片やありつつ、他方でもう一方の極として先ほどおっしゃいましたようにいわゆる事業者間取引であってというものが存在いたしますので、右側のものは入り、左側のものは入らない。このような結論を導く必要があるというところが、今回の改正の眼目である。

その眼目の部分のうち、取引の内容が画一的であることが双方にとって合理的というのは、正に事業者側からいたしますと、約款を準備して取引をしようというのは自分たちのコスト低減に役立つのは間違いのないんだけど、他方で、では相手方として見たときはどうなんだろうかということを考えますと、最初の要件にも入りますが、特定の約款を準備する約款使用者の事業者側ですが、その事業者の相手方が不特定多数にわたるような場合、こういうような場合にはその相手方として出てくる方の個性を一々吟味するわけにはまいりませんので、そういった場合には同じ内容でも契約をさせていただく。これによって契約のコストを低減し、あるいは迅速にその契約をしていくことが必要になる場合があるであろう。

そういうものについては、特に消費者との間の契約は典型ですけれども、そういったものが、この要件では定型取引、あるいは定型約款というものに入ってくるということになりますし、他方で企業間のひな形については、実際上はひな形に基づくその後の交渉が行われることも少なくなく、あるいは行われることがまれであったとしても、相手方からす

ると、自分としてはこの取引については別の取引で全然構わないのであるということが往々にしてある。

そういった意味で、取引の性質に違いは十分にあり得るだろう。このような理解が法制審の部会ではされてございまして、そこの違い、一つは不特定多数の個性のない方を相手方にするような取引なのかどうかという部分であり、もう一つは画一的なことが合理的であるのか。こういった要件で、事業者間の取引についてもあるものは入り、あるものは入らない。

ざくっと申しますと、事業者間の取引は多くのものが入らないというような表現になるかもしれませんが、例外的には先ほど申し上げたようなワープロのような取引が入っていくんだというルールをつくる。そういう意味から、こういった要件が議論されているところになってございます。

○道垣内専門委員 ワープロの話は非常に特殊な場合ですね。もっと大量に行われている取引として、売主からの購入申込書と買主の側の請書において、お互いに自分の都合の良いことを書いてある紙をやり取りして売買していることがよくありますね。それは、不特定のところで除かれることが多いんですか。それとも、誰でも良いから売りたいという業者であれば、そこは除かれないとすれば画一的ということで除かれるのか。

○法務省（村松参事官） 今の例で申しますと、双方が自分はこの契約書でいきたいということを用意しております。それで、その契約書の内容はもちろん別の契約書になるわけですが、そういうことになりますと、その種の取引については、ある意味、両方からより合理的な契約書はこれだということで、2個の契約書が現実にも存在し得る取引ということになりますので、そういった取引はここにあるような契約の内容が画一的であることが両方にとって合理的という取引には当たりません。

したがって、そういった部分については、ここからは除かれているということで、恐らく大きな会社であればそれぞれの会社がひな形を持っておりますので、そういったものはもちろんそういった観点からも入らないということで御指摘のとおりだと思います。

○道垣内専門委員 それは、2本契約書があると解釈される場合で、そういう場合は入らないことは分かります。ですが、どちらかの約款が契約内容として生きている場合、つまり、約款の応酬の後、最後に黙って履行した方が相手方の約款の内容を承諾したんだという見方をすることができる場合がありますね。そのような場合には入り得るんですか。

○法務省（村松参事官） そういう場合は、入れないではありません。

ただ、そもそもの前提としまして、双方ではなくて片方だけが一つの契約書で、あるいは契約の内容で処理するのが合理的だという取引に当たりませんと、この規定が入りませんので、逆に言えば先ほどの例で申しますと、保険などの契約類型において、普通は保険会社が出したものをそのまま受け入れますけれども、もし万が一、その部分のうち一部分だけ変更したということになりますと、その部分だけは約款からおっしゃるように除外されますが、残りは約款として取り扱われるというような整理をしております。

○久保利専門委員 約款というのは本当に私もよく分からないんですけども、今、合意が形成されつつあるという御説明があったようなひな形と言っても、両方が別のひな形を持っていて意思が一致しないようなもの、あるいは個別的な案件ごとにBtoBの関係で力の強弱で決まっていくもの、これは定型約款には入りませんよという理解でよろしいのでしょうか。ですから、BtoBというくくりにはなっていないけれども、今、言ったようなことで定型約款の定義との関係でそれは含まれないという話になると思います。

そうでなくて、BtoCなんだけれども、私はこの定款のうちのこの条項は認めませんという人が、消費者運動かどうかは別にして一定数出てきたケースについては、もし定款を決めた側が譲歩をするといいますか、変化をするとなったときには、同じようなユーザーでも全て画一的とは言えないんだけれども、一方のグループなり一定の何らかの要件のある人については、これは画一的に決まるとなるのでしょうか。

そうすると、定款が2つできて、一方は300万人について画一的になり、一方は20万人くらいの人との間で画一的になる。2万人かもしれないですが、そういう場合は2つの定款ができますが、当事者は別ですというときには両方とも定型定款というふうに考えてよろしいのでしょうか。

○法務省（村松参事官） まず、前半御指摘いただきましたBtoBをどのように整理するかは正に久保利先生がおっしゃるとおりでございまして、こちらが考えているのもそういうこととさせていただきます。

それで、後半部分の、今、正に新しく質問いただきました、BtoCを中心とする取引の中で、事情はいろいろあるかもしれませんが、若干いろいろな形で配慮をしまして契約類型として2個に分かれてしまうということがあり得るかですが、恐らくあり得ないのではないのだろうとは思っております。

多くの部分が画一的でなければ、もちろんこの要件は該当しませんけれども、厳密に一言一句全部同じでなければならぬと言いますと、非常に間口を狭くしてしまいまして、おっしゃるように逆に約款の適用範囲を狭める懸念がございまして、内容の全部ではなくても一部でも良いということで2行目の辺りに括弧書きがございましてけれども、内容の全部又は一部が画一的であることが合理的と、このような言い方をして、念のために全く一言一句全部一緒でなければならぬという考え方は採っておりません。

逆に言いますと、顧客の要望、あるいは顧客の性質と言いますか、属性によって内容を実際に若干変える部分がありまして、その部分はありつつも約款になり得るということにはしてございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

大体よろしいですか。また、引き続きウオッチさせていただくことになると思いますが、今後ともよろしく願いいたします。

どうも本日はありがとうございました。

（法務省関係者退室）

(経済産業省関係者入室)

○大崎座長 それでは、よろしいですか。続きまして、「次世代自動車に係る規制の見直し」の議論に移りたいと存じます。

この次世代自動車につきましては、去る1月15日に実用燃料電池自動車の第1号車に安倍総理が試乗されるという式典が官邸で開催されたそうでございます。その際に総理から、こういった自動車の普及を図るためのさらなる規制改革について、規制改革会議で議論してもらいたいという御発言があったと承知しております。

規制改革会議におきましては、第1期のエネルギー・環境ワーキング・グループでこういった実用燃料電池自動車や、それから水素スタンドに係る合計25項目の規制改革について閣議決定を得ておりまして、今期、重点的にフォローアップするということになっておりました。

本日は、そういう従来の方針に加えまして、総理の御発言も受けまして、水素社会の実現のために新たにに取り組むべき事項について経済産業省から御説明をいただくということでございます。それでは、よろしく願いいたします。

○資源エネルギー庁(戸邊室長) 資源エネルギー庁燃料電池推進室長をしております戸邊と申します。

先ほど座長の方からお話のありました次世代自動車ですけれども、その中で燃料電池自動車、それから水素ステーション、この件について本日御説明させていただきます。

まず2ページ目からですけれども、我々、政府として、この水素、燃料電池を進める背景、意義ということをまず最初に御説明させていただきます。2ページ目の右の方の図でございすけれども、これまで燃料電池は、例えば有人宇宙船アポロ、ああいったものには搭載されておりました。また、水素そのものはロケット燃料、産業ガスといった一部のそういった分野では使われてきたわけでございます。

と言いますのも、燃料電池については小型で非常に効率が良い。化学反応で電気を得ますので、そういったメリットがございました。そういった分野に限られていたところが、2009年にエネファームが家庭用の燃料電池として市販されました。これは、世界に先駆けた市販です。それで、このたび12月ですけれども、車の方が市販された。これも世界初でございます。今後、例えばフォークリフト、バス、それからもう少し大きい業務用の燃料電池といったものに拡大をしていくということでございます。

左の方の意義でございますが、エネルギー政策上、申し上げましたように効率が良いといった意味での省エネ、あるいはエネルギーセキュリティー、使われていない化石燃料に水素が含まれていればそこから水素を取り出す。あるいは水の電気分解、例えば、これは余剰の再生可能エネルギーを使って取り出す。そういったことから、エネルギー調達の多様化というものが図られる。それから、環境負荷の低減ということで、利用段階ではCO²を出さない。水素の製造過程によってCO²は出ますので、トータルで見るとどうかという話がありますが、CCSとか、あるいは再エネ活用といったところでのトータルでのCO²フリー

化が可能です。

それから、最後に産業政策の観点から、燃料電池の分野では日本が世界トップランナーでございまして、先ほどトヨタも特許の無料公開ということを発表しましたけれども、世界でもこの分野は非常に進んでいるということでございます。

3ページ目が、エネルギー基本計画で、昨年4月にしっかり位置付けたということございまして、将来の二次エネルギーとして、電気、熱に加えて水素が中心的な役割を担うことが期待されるということで、下の方に5つ書いてございます。

1つ目がエネファーム、定置用の燃料電池、そういったものをしっかり普及させていくということ、これは目標台数というのを書いております。

それから2つ目が自動車、2015年から販売が始まる自動車についてステーションと一緒にしっかりこれも進めていく。

それから、3つ目、4つ目が少し中長期的な話なのですが、いわゆる水素社会ということであると、水素を大量に使うということが想定されます。特に発電でありまして、これは燃料電池ではなくて正に天然ガスなどと同じように水素をそのまま使う。燃やすというイメージですが、そういった水素発電にまで広がっていくことが期待される。それに合わせて、水素をより安価で大量に調達するため、この辺りの技術開発というの今から足元からやっていくべきではないかということでございます。

5つ目は次のページになりますので、割愛します。

4ページ目ですが、こういった基本計画もありまして、水素・燃料電池のロードマップというものを、この4ページの右のメンバー、今、水素・燃料電池の主要プレイヤーの方々、皆様方に入っていただきまして産学官で検討いたしました。短期的、それから中長期的な目標、それから産学官の役割分担、こういったものをそれぞれ定めながら、水素の「製造」、「貯蔵・輸送」、「利用」まで一貫通貫したサプライチェーンを構築しようということでこれをまとめたところでございます。

5ページ目がその概要でございますけれども、水素社会を実現するには非常に時間が掛かるということで3つに段階を分けました。

まず、フェーズ1ですが、これは今、足元、正に日本が先端をいっております燃料電池の利用を拡大していくということでありまして、エネファーム、家庭用に加えて業務、産業用のもう少し大きな燃料電池というものを市場に投入するとか、あるいは車についてもこれを普及拡大していく。2020年の東京オリンピック、パラリンピック、こういった機会も活用していこうということでございます。

フェーズ2は2020年代後半、30年頃のイメージでございますけれども、水素発電の本格的な導入ということで、それに合わせた大規模な水素供給システムをこの2030年頃を目途に目指していこうということです。

それから、フェーズ3としましてトータルでのCO²フリーということで、2040年頃というふうに書いてありますが、CCSを組み合わせる、あるいは再生可能エネルギー由来の水素を

活用したトータルの水素供給システムを確立する。こういった3段階に分けたロードマップを定めたところでございます。

そして、もう少し具体的なマップが6ページでございます。本日時間の関係で割愛させていただきますが、ピンク色の矢印は国が重点的、青色の矢印は民間が自立的な活動になっていくといったイメージですけれども、先ほど申し上げましたフェーズ1、フェーズ2、フェーズ3といったフェーズに合わせて、水素の「利用」、「貯蔵・輸送」、「製造」、こういったところの目標と役割分担を定めたところでございます。

次ページから、車と水素ステーションに焦点を当てまして説明させていただきます。8ページ目でございます。まず、「車の市場投入までの経緯」ということで全体的な歴史でございますけれども、燃料電池の研究開発自体は国もムーンライト計画ということで1980年代から進めてきたところでございます。そういった成果が、今、出てきたわけでございますけれども、車のところにつきましてはJHFCと書いてあります、“Japan Hydrogen & Fuel Cell Demonstration Project”ということで、2002年度から第1期、第2期、第3期ということで、水素の圧力が今は700気圧なんですけれども、最初は350気圧といったところから始めて、しかも車、あるいはバス、そしてステーション、ガソリンスタンドに水素ステーションを併設するとか、そういった実証を行ってきたところでございます。

これにつきましては、写真があります。2002年の小泉総理のときですけれども、世界初のリースで省庁に導入をした。それで、この度、先ほど座長の方からお話のありました、市販の第1号車というものが先日納車されたということでございます。

9ページですけれども、この車の普及拡大ということで2015年度、来年度までに4大都市圏を中心に100か所程度のステーションの整備を目指すということで、今、官民でやってきております。

また、そのロードマップの方に記載をしておりますけれども、燃料電池の車の価格ですが、2025年頃と言いますのは第3世代、今は第1世代で5年くらいにモデルチェンジをして、第3世代くらいの2025年頃には同じ車格のハイブリッド車並みの競争力を有する価格を目指す。また、燃料となる水素についても、今後5年後くらいまでにはハイブリッド車の燃料代と同等以下の水素といった価格で走れるように、そういった水素価格を目指すということで、ロードマップで関係者の認識を共有したところでございます。

下の方が、具体的に、今、それぞれ支援をしているメニューでございますが、左の方が車の支援、導入支援のための補助であるとか、燃料電池スタックの技術開発、それから海外に輸出入するところでの基準の国際調和といったことです。右の方がステーションの支援、これも今、整備を始めておりますが、その導入補助、あるいは低コスト化のための技術開発、それから規制の見直しといったことを進めてきているところでございます。

10ページでございますが、今のステーションの整備状況でございます。右の方を御覧ください。今、全国45か所のところで整備されることが決まっており、整備済みなものはまだ4か所、建設着工中というのがそのほかでございます。これらにプラスして全部で100

か所を目指していくということで、今、進めているところでございます。

11ページでございます。水素ステーションに係る規制見直しということでございます。まず、現在整備コストは4億円、5億円と言われておりますけれども、それに対して技術開発による低コスト化、それから規制の見直しといったことをやってきているところでございます。これは、安倍総理の1年半前の成長戦略第2弾のスピーチのときに、各省にまたがるいろいろな規制がある。これを一挙に見直すという発言がございました。それも受けまして、現在25項目に及ぶ規制見直しということを進めておりまして、その主な見直し項目が右の方、高圧ガス、消防法、建築基準法それぞれ書いております。

ちょっと網羅的に次のページで御説明をいたします。12ページを御覧ください。これが、網羅的に25項目の内容を示しておるわけでございます。下の方で、赤字が措置済み、青字が一部措置又は規制見直しの結論を得たもの、審議会等でその方向性は得られているけれども、まだ法令改正が進んでいないもの、それから黒字がまだ審議会等で検討中といった色です。

それから、右の方にこれまた関係法律の名前、高圧ガス保安法、「建」と書いてあるのは建設基準法といった注意書きが書いてございますが、例えば、材料の規制ということで、現在はニッケル量が多いステンレスなどの非常に限られた鋼材しか使えないといった状況でございます。そういった材料の規制を他の材料も使えるようにしていく。

あるいは、真ん中に「立地の規制」と書いてありますけれども、これも正に700気圧に気圧を高めましたので、そういった気圧に対応する82メガというのは820気圧ですが、そういった700気圧に耐えるスタンドの基準、あるいはこれは建設基準法関係ですが、市街地における水素保有量というのが制限されておりました。そういったところの緩和であるとか、市街化調整区域にも設置ができるようにしたとか、そういった成果でございます。

それから、左の下です。これも、例えば、「距離の規制」ということでCNGスタンドとかガソリンスタンド、そういったところとの距離の規制を緩和することによって、より設置、併設をしやすいとしたりとか、そういったことが進んでいるところでございます。

次のページが、そういったこれまでの規制の結果を受けました代表的な成果でございます。

1 ポツが820気圧の水素スタンドの設置が可能ということで、今は700気圧の水素を車に入れるということになっておりますけれども、そういったスタンドが都市部とか、そういったところでも設置ができるようになってきたということです。

2 ポツが、ガソリンスタンドやCNG、天然ガススタンドとの併設が可能になった。

それから、3 ポツが水素充填用のノズルということで、車に充填するところのノズルですけれども、これが非常に重く、5キロ近くあったわけですが、これが安全係数を緩和することにより半減が可能になりつつあるということでございます。

それから右の方、4. ですけれども、水素をためる蓄圧器ということで、これも今までは鋼鉄製の非常に分厚く重い材料しか使うことができなかったわけですが、炭素繊維を巻

くことによってそれよりは軽い、しかもコストも安くなるといったものが認められるようになったということでございます。

続きまして、14ページでございます。これも冒頭お話のありました、さらなる規制の見直しということございまして、納車式におきまして総理の方から、今までも多くの規制を撤廃してきたが、さらなる規制改革、そして技術開発の2本立てでやっていく、水素においてもセルフスタンドを可能にするため規制改革に取り組みたいということで、規制改革会議において議論してまいりたいと思っているといったコメントをいただきました。

それを踏まえまして、15ページでございます。これはまだイメージでございますけれども、例えば、左の方が「セルフ充電」ということでございます。当然、安全面に十分配慮しなくてはなりません。保安を確保するための体制面、技術面の検討・開発を行い、セルフ充填実現のハード、ソフトの基準整備を行っていくということです。

それから、右は「新型の水素タンク」ということで、先ほど13ページで炭素繊維を巻く蓄圧器、水素タンクのお話をさせていただきました。13ページのものは全部炭素繊維を巻きます。ところが、この15ページの方は真ん中の部分だけ炭素繊維を巻いて、その端っこのところは巻かないタイプでございます。こういったものであると炭素繊維の使用量の削減が可能で、さらにそのコスト削減につながる。こういったものが、今後のさらなる規制の見直しの案として考えられるのではないかとということで示させていただきました。

それで、文章のところに戻りますけれども、この協議会のロードマップにおきましても、先ほど水素価格というものを下げていかななくてはならないというお話をしました。そのためには、やはり2020年頃までには、ステーションの建設コスト、それから運営コストも半減していかななくてはならないということで、この規制のさらなる見直し、それから技術開発、標準化、こういったものを総合的に進めていくことが必要ではないかと考えている次第でございます。

最後のページは、御参考でございます。16ページです。これは最近のトヨタ、ホンダの自動車側の動き、それから水素ステーション側の動きにつきまして、4か所ほど、今、商業ステーションとしてオープンしていること、あるいは水素販売価格というものもそれぞれ各社からプレス発表があったこと、又は東京都の方も、今、国の予算に加えて様々な支援をするということを進めているということをお紹介させていただきまして、私の説明とさせていただきます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御質問や御意見をいただきたいと思いますが、もし何でしたら圓尾さんでしょうか。まず、一言お願いします。

○圓尾専門委員 2年前だったのでしょうか。すごくたくさんの項目を議論して改正され、こういう形で普及の第一歩が始まったというのはすごくうれしく思います。それで、すごくたくさんの改正をしたのでしばらく何もないんだろうと思っていたら、またこのテーマが出てきてびっくりしました。お聴きしたいのは、これから本格的普及となると、当然お

っしまったようにスタンドを建設するためのコストが下がる。それでスタンドがたくさん整備される、ということが必要だと思います。もしコストが下がったとして、今回のこれだけの改正によって、全国にあるサービスステーションのうち何パーセントくらいが、水素スタンドを併設しようとした場合、可能になっているのだろうか。多くの改正によってどのくらいの効果が出たかということです。

それから、セルフの問題が出てきましたけれども、さらにどういったところをどのくらい規制改革を進めていかないと本格的なセルフの普及につながらないのか、というところの見通しを教えていただければと思います。

それからもう一つは、スマートグリッドとか、家庭用の分散型電源というものをうまく活かしながら電力ネットワークを高度化していこうという流れの中に、電気自動車だったらパッと入れる部分があると思うのですが、燃料電池自動車もそういう中で活躍していく場があるのか。もしそうだとすれば、その観点で改革していかなければいけない制度があれば教えていただきたいと思いました。よろしくお願いします。

○資源エネルギー庁（戸邊室長） まず1点目は、これまでの規制見直しの成果としてのSSへの併設の効果ということですね。なかなか難しいですけれども、やはりある程度の場所というか、スペースは必要です。ただ、恐らく本当の街なかでなければ、それなりのスペースのSSというのは結構たくさんありますので、そういったところにこれまでの見直しの結果、併設することは大分可能になったと思います。

ただ、やはり普及台数がしばらくはなかなか多くないので、そうすると今のガソリンスタンドのレーンを潰してまで水素ステーションをつくるかといったところは、正にSSの経営判断ですけれども、実際そこにステーションを併設するかとなった場合は、多分そこが一番大きいのではないかと思います。物理的には少し離れたスペースのあるところであれば基本的には併設ができるようになったのではないかと思います。

それから、2つ目のセルフについてどういったところを具体的に進めていくかということについては、まだ我々の中でも精査できていないんですけれども、今日は15ページのところに例を書かせていただきました。例えばノズルも、今、5キロから2キロくらいになったというお話をしましたが、この取扱いにおけるけが防止とか、あるいはこれはマイナス40度に水素を冷やしています。というのは、3分で入れるので温度が上がり、多分入れた直後くらいはその中の温度というのは70度くらいになると思うんですけれども、それに合わせてマイナス40度にしてしまして、今はそういうものが問題ないようにステーションの人が入れる場合はやっております。では、それが本当に一般の消費者もそういうことを順序立ててちゃんとやって大丈夫なのかどうか。そういった辺りのソフト面、あるいはハード面の対応が必要になるのではないかと思います。この辺りにつきましては、これから、より具体的に詰めたいと思っております。

それから3点目の分散型電源としての位置付けですけれども、これはEVに比べたらFCVの方が、燃料電池の自動車の方が給電能力は高く、EVの5倍くらいあります。実証の中で

もやっておりますけれども、EVを一般家庭で給電する場合は1日ちょっとですが、燃料電池自動車だと5日から6日くらいになります。家への給電の技術的な基準の整備についても、できているというのが現状になっております。

○大崎座長 私から1点よろしいですか。正直、規制改革会議にどういうことが期待されているのかが、今一つよく分かっていないんです。

と言いますのは、私などが考えますと、これは大変良いことをどんどんやっておられて、しかもどんどん技術も進んでいるので、他の消防法とかいろいろあると思いますけれども、それらの法律を所管している各省庁からも大いに結構だからやってくれということになっているのではないかと勝手に思っていたのですが、そうでもないので規制改革会議で個々の規制見直しについて、ある意味、後ろから支援してほしいという話なのでしょうか。

つまり、やはり今、考えておられるような水素社会実現のための法改正に対して、それは困るという御意見が政府部内にあるということなのですか。

○資源エネルギー庁（戸邊室長） 総論では、やはりそこは賛成だと思います。それで、具体的にそれぞれ各省にどういったものがかかってくるかというのもまだ分からないということがまずございます。

あとは、一般的に見直していくときに、実際に普及してから動こうというところがあると思います。やはり普及には時間が掛かりますけれども、今のタイミングでやれるところはやっていく必要があるかと思っています。

○松村座長代理 多分、今の点は前の前のときにだいぶ戦って、そのときには具体的にこういう規制改革をしてほしいと言い、実際にそれは危ないから問題だとか言う人がいて、それで綱引きをして、現在の改革に至った。

それに関しては、もう既に決まっていることのフォローアップなので、ちゃんとやると言ったにもかかわらず、自分たちが思っている方向には進んでいないということがもしあれば、具体的に言っただけだと、私たちの方もちゃんとやれとサポートできます。具体的に本当はこうしてほしいというものがあつたら言ってくれということです。

それからもう一つは、あの時点ではこれでいける、ステーションのコストはヨーロッパに比べてはるかに高いという状況をかなり改善できるとは思っていたけれども、まだ追いつけない。それで、具体的に足りなかったから、追加でこういうことをしてくれと要望はしている。先方がすぐオーケーと言ってくれるものは、我々のサポートは全く不要だと思うのですが、苦戦している、というようなことがあれば、それも具体的にこういうところで困っているということがあつたら教えてほしいということだったと思います。

現時点ではとてもうまくいっているので、特にないというなら問題ありませんが、もしそういうことが出てくれば、できるだけ早いタイミングで私たちも知っていると対応もしやすい。逐次でも良いので、今後教えてください。

セルフに関しても、危ないとかというようなことに関して、こういう技術的なことでやればいけるという提案が最初で、それをこれからやるとおっしゃったのだと思います。そ

れを実現するためには、具体的にこの規制改革が必要ということが出てきて、技術的な問題が全てクリアされていけばガソリンのときと同じように比較的スムーズにいくと思いますが、もしそうならなければ、こういう規制を改革してくれればもっと進むということを具体的に出してください、ということだったと思います。

○森下委員 私は前回このワーキングとは違うワーキングにいたので聞いていなかったんですけれども、経産省さんの御意見だけではなくて、是非、事業者の方、トヨタさんとか、それからホンダさんでしたか。大分実用化のレベルが近づいて販売も近いというところに来ていますが、多分、その頃とはまた違った御要望等もおありだと思うので、是非、お役所側の御意見と、それから民間事業者側の御意見、そこがやはり一番規制改革のニーズをお持ちだと思いますので、何かあれば小さいことでもいいので、是非、お出しいただくようお願いしてもらえればと思います。民間事業者の方には、是非、そのように伝えていただいて、ちょっと大きな話じゃないと持ち込めないと思われていたらそれは間違いなので、本当に小さいお話でも、いつも大崎座長が言われるように細部に神宿るという話ですので、大したことがなさそうに思えても何か規制絡みがあれば持ってきていただけるようお願いできればと思います。

○大崎座長 いずれにしましても、最初に御紹介しましたとおり、総理から規制改革会議で検討せよという御指名でございますから、私ども前向きに取り組みますので、是非、よろしく願いいたします。

○圓尾専門委員 すみません。1点だけです。最後にお話をした点は、確か2年前にエネファームを念頭にネットメータリングの議論をしたときに、これは経産省内の話ですけれども、認められませんでした。

それで、今度は普及の段階に入ったときに、おっしゃったようにEVに比べても能力が高くて、こういうことを使っていけば普及の後押しになるんじゃないかという観点で、もし新しい取組をやろうとか、経産省内で議論していただくことになると思いますが、そういうものも出てきたら、是非、教えていただきたい、というのがさっき松村先生もおっしゃったことだと思います。よろしく願いします。

○大崎座長 それでは、本件はよろしいですか。今日はまだ具体的な内容には踏み込んでいませんが、今後やっていくことなると思いますので、皆様よろしく願いいたします。

それでは、本日は若干普段より長い会議となりましたが、本日の議題はこれで終了でございます。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

○佐久間参事官 次回の日程につきましては、また追って事務局から御案内差し上げますのでよろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、皆様どうも本日はお忙しい中ありがとうございました。これで、会議を終了いたします。